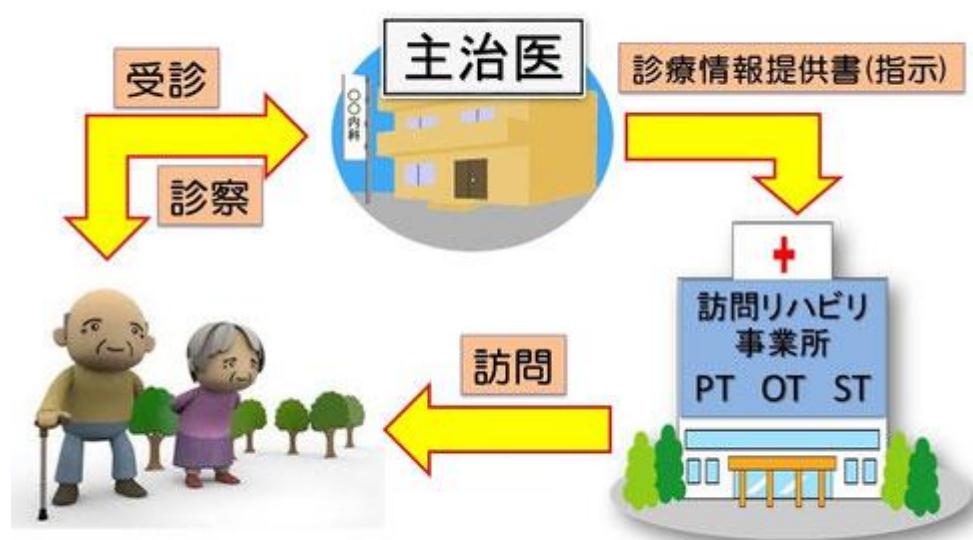


訪問リハビリ事業所の利用方法

平成 27 年度より、かかりつけ医の先生から診療情報提供書(訪問リハビリ指示を兼ねる)を発行することで、訪問リハビリを利用できるようになりました。その場合、リハビリ事業所への受診は必要ありません。

なお、診療情報提供書(訪問リハビリ指示を兼ねる)は 3 ヶ月に 1 度の頻度で発行が必要です。



※ただし、かかりつけ医の先生によっては、診療情報提供書にリハビリ指示を兼ねることができない場合があります。

その際は、上記に加え、利用者様に 3 ヶ月に 1 度の頻度で訪問リハビリ事業所医師の診察を受けていただく必要があります。

ご依頼から利用開始 までのフローチャート

